

2011年度協約・協定改訂第5回団体交渉

勤務関係、諸手当改善等を議論！

**本来業務を支障させない要員配置を！忌引は喪を知り申し出た時点から解放せよ！
やる気を損ねる基準昇給額の逡減はやめろ！社員の労苦に報い手当を改善せよ！
年2回の連続休暇の取得を認めろ！駅還流や異動は本人の希望を尊重せよ！**

9月7日、本部は2011年度協約・協定改訂第5回団体交渉を開催しました。今回は、勤務関係や諸手当改善の労働条件58項目について会社と議論を行いました。次回第6回団交は、9月12日です。

主な議論内容は以下の通りです。（◇組合主張 ◆会社主張）

◇遺失物対応やイベント開催等で本来業務に支障をきたしている。必要な要員を配置すべきだ！

◆業務遂行に必要な人員は、色々な状況を勘案し、会社が責任をもって適正に配置している。

◇忌引に関して東京車両所で問題があった。忌引は喪を知って申し出たその時から勤務解放すべきだ。基本協約を変えよ！

◆個別のことは議論しない。事業の正常な運営を妨げない限り必要な配慮をしている。基本協約は変えない。

◇基準昇給額の逡減により2400円の人が発生する。やる気を損ねる逡減はやめよ！

◆意欲が湧く制度であり変える気はない。

◇社員の労苦に応え、6年も変わっていない手当を改善せよ！

◆社員の努力は否定しないが、現時点手当を改善する考えはない。

◇年休を流している実態にあるのだから、余裕のある時季には年に2度目の連続休暇の取得を認めよ！

◆余裕のあるときは普通に年休を申し込めばよい。現時点、その様な考えはない。

◇駅への還流や職場の異動は本人の希望を何よりも尊重すること！

◆主張は聞くが、人事運用は業務上の必要に応じて会社が命ずるものであり、希望も勘案するが、それのみで行うことではない。

会社は、社員の努力は認めると言いつつも、しかし、社員の切実な思いに何ら応える姿勢ではありません。私たちはこの様な姿勢を許さず、社員の努力に形として応えるよう粘り強く交渉を進めます。